

## 名古屋市立大学入学試験委員会規程

### (設置)

第1条 名古屋市立大学入学試験実施に関する事項を総括するため名古屋市立大学に名古屋市立大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（研究・産学官イノベーション）、副学長（教育）及び副学長（経営・キャンパス整備）
- (3) 学長補佐（入試・高大接続）
- (4) 各学部長
- (5) 各学部から選出された教授1名
- (6) データサイエンス学部（仮称）開設準備室室長
- (7) データサイエンス学部（仮称）開設準備室から選出された教授1名
- (8) 事務局長
- (9) 教育研究部長

2 前項第2号から第9号までの委員は、学長が任命する。

（一部改正 平成19年達第68号、平成25年達第44号、平成26年達第64号、平成28年達第55号、平成28年達第57号、平成29年達第19号、平成30年達第37号、平成30年達第40号、令和3年達第80号、令和4年達第64号）

### (任期)

第3条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前号に掲げる委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正 平成30年達第37号）

### (所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学力検査の実施教科、実施科目及び配点に関すること。
- (2) 学生募集に当たっての入学者選抜方法、志願手続き等を定める学生募集要項の審議及び決定に関すること。
- (3) 入学者選抜実施に必要な各種委員会及び委員に関すること、その他入学者選抜実施に必要な事項について定める入学者選抜実施要綱の審議及び決定に関すること。
- (4) 入学者選抜実施要綱に定める各種委員の選考に関すること。
- (5) 合格者判定原則に関すること。
- (6) 学生募集、入学者選抜に当たっての広報に関すること。
- (7) その他入学者選抜実施について必要な事項を審議すること。

（一部改正 平成22年達第75号、平成27年達第9号、令和4年達第64号）

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を、副委員長には副学長（教育）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第64号、平成28年達第55号、平成29年達第54号、平成30年達第40号、令和2年達第81号、令和4年達第64号)

(定足数等)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(試験問題管理責任者)

第7条 委員会に、本学の入学者選抜試験問題の印刷、保管及び配分の業務の管理に関する責任者として、試験問題管理責任者を置く。

2 試験問題管理責任者は、副学長（教育）をもって充てる。

(一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第64号、平成28年達第55号、平成30年達第40号、令和2年達第81号、令和4年達第64号)

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(一部改正 平成22年達第75号、平成29年達第54号)

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

(一部改正 平成22年達第75号)

附 則

1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 名古屋市立大学入学試験委員会規程（昭和49年名古屋市立大学達第6号）は、廃止する。

3 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第68号）

この規程は、発布の日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第56号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第75号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年4月27日から適用する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）

この規程は、発布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第64号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第9号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学入学試験委員会規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第54号）

この規程は、発布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第64号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学入学試験委員会規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。